

『袋草紙』に見える大中臣家をめぐって

——六条藤家と大中臣家——

芦 田 耕 一

平安末期に成る『袋草紙』は六条藤家の清輔によって著わされた歌学書である。内容は多岐にわたっており、いま大まかに分けてみると、上巻と下巻から成り、下巻は上巻とは別の形で書写伝来し、もっぱら歌合の故実を扱っているところに特徴がある。上巻については、「和歌会事」^{注1}から「撰集故実」までの故実の部分、「故撰集子細」「人丸難」及「大同朝事」「万葉或称」大同朝、疑「桓武時事」「諸集人名不審」という歌集や歌人の考証的部分、「雑談」の和歌説話、そして「希代和歌」という四つの部分から構成されているのである。このように、『袋草紙』の内容は多方面にわたり、いわば和歌の百科事典という趣を持っている。『袋草紙』の研究については、古くは諸伝来の整理や成立論、そして清輔の伝記的研究が見られた程度であったが、最近になって注釈書が刊行され、ようやく日の目を見たという感がある。しかし、内容に関する研究はまだまだあまり成されておらず、これらの研究を踏まえた上で行われるべき今後の課題といえよう。私はかつて内容に関する小稿を物したが、^{注3}その中で、特に親子歌人や重代歌人の逸話が随分多く取り挙げられていることを問題にして、このことは、対内的には作歌上の心得を教示するだけでなく重代歌人の心構えを問題にし、対外的には歌の家柄としての厳しさを強調し、これに持ちこたえた六条藤家の矜持を誇示することを『袋草紙』は意図していたという結論を導き出したことがあった。^{注4}そしてこの稿の中で、重代歌人としては大中臣家の歌人も挙げて論じておいた。『袋草紙』を見ると、大中臣家に関する逸話が非常に多いことがわかる。そ

『袋草紙』に見える大中臣家をめぐって

の理由として、六条藤家の、隆経―顕季―顕輔―清輔と続く歌の家柄に大中臣家が匹敵するゆえと考えることもできようが、それだけではなく、六条藤家と大中臣家が親戚関係にあるという清輔の意識が基にあって、このような措置をとらせたのではないかと思うのである。以下、このことを論じてみたい。

一

大中臣家については、『袋草紙』に、大江匡房の言として「頼基、能宣、輔親、伊勢大輔、伯母、安芸君、六代相伝之歌人」(二四九)と取り挙げられているとおりなのである。いま、ここで彼の家に関する逸話を『袋草紙』から紹介しておこう。

能宣、父頼基ニ語云、先日入道式部卿御子日ニ宜歌仕テ候。頼基問之。如何。能宣云、

チトセマデカギレルマツモケフヨリハキミニヒカレテヨロツヨヤヘム

世以称宜云々。頼基暫詠吟シテカタハラナル枕ヲトリテ打能宣云、慮外。昇殿有帝王御子日之時以何歌テ可詠カナ、ワザワヒノ不覚人哉云々。能宣須臾ニ起テ逐電云々。(九八)

この話は重代歌人の厳しさを表わしているよう。能宣が入道式部卿(敦実親王)の子の日に詠んで好評であった歌(拾遺集・春に入集)を父頼基に披露したところ、父は枕で能宣を毆打してこんなに素晴らしい歌は能宣が昇殿を許されて帝の子の日に参加した時のために残しておくべきであったと叱責するのである。

輔親が、母に申しことを、幼少にて承しかば、同字三はいかゞせん。四以上あらん歌をば、公歌にはとりいだしじとまうししに、右歌しの字四候に持と被定たるがくちおしき也と云々。(一八八)

右は、嘉保元(一〇九四)年八月十九日に催された「前関白師実歌合」の時の話である。左方の伯母(伊勢大輔の娘)は彼女の「くれなるのうすばなざくらにはほはずはみな白雲と見てやすまじ」が右方の大江匡房の「白雲とみゆるにしろしみよしのゝよしのゝ山の花ざかりかも」と合わされて持と判定された(判者は源経信)ことに反発する

が、その根拠として出されたのが右に記したものである。(右は本歌合の甘巻本に見られる消息文からの一部引用である) 匡房の歌は同じ字(ここでは「し」)が四つあり、こういう歌は公式の時には出さない方がよいということであり、このことは「輔親が、母に申し」ていたと伯母は主張するのである。そうすると、輔親が娘の伊勢大輔に教示しているのを伯母が聞いていたことになり、歌の家に生まれた者が親から教わる様子が窺われて興味深い。ところで、右の引用部分に続いて、伯母の話を承けて「予案之」として清輔の評言がある。延喜十三年三月十三日亭子院歌合の紀貫之詠の「さくらちるこのした風は寒からでそらにしられぬ雪ぞふりける」は同字が四つあるとし、さらに寛和二年六月十日内裏歌合において、伯母の曾祖父に当る能宣が詠んだ「春の来る道のしるべはみよしのの山にたなびく霞なりけり」も同字が四つあるとし、しかもこれらの歌はともに勝になっていると評する。これは輔親の見解に對して疑問めいたものを呈示したと言えよう。貫之の歌は有名で、『前十五番歌合』『三十六人撰』等にも入り、清輔も『袋草紙』で取り挙げている(三九・五〇等)。これに對して、能宣のは後拾遺集・春上に入集しているとはいえず著名なものではなく、後に『八雲御抄』がこの評言を承けた形で同じように説明しているくらいのものである。清輔の博覧強記ぶりは『袋草紙』の自贊談に多く窺うことができ、また、『無名抄』にも、勝命の言として「清輔朝臣、歌のかたの弘才は、かたをならぶる人なし」と見えるとおりなのであろう。しかし、この歌を記憶していたのは弘才に拠るだけではなく、大中臣家に関心を持っていたからであらうと思う。

以上、述べたことは大中臣家の教示に関する話であるが、同家に関して失敗譚や批判的口吻がほとんど見られないことにも注意したい。『袋草紙』には、人の失敗譚も多くあり、重代歌人に限ってもいくつも見ることができるのである。

俊重君、於_二或宮原_一談_二女房_一。于_二時持_一藤花。女云、ソレガウラバト云々。俊重不_レ知_二其故_一黙而止了。後日、其由ヲ語_二敵閤_一。俊頼云、後撰ニ藤ノウラバノウラトケテト云歌不_レ知歟。如何。答云、知給候。藤ヲ持タルヲ見テ、ソレガウラバト云ハ、非_二件歌之意_一哉。如此事不_レ能_二教事_一云々。(一九)

俊重は源俊頼男で、経信―俊頼―俊重と続く家柄で、俊重の兄弟に歌林苑俊恵がいる。藤の花を持った女房から

『袋草紙』に見える大中臣家をめぐって

「それがうらばの」と詠みかけられたものであり、これは後撰集・春下の「はる日さす藤のうらばのうらとけて君し思はば我もたのまむ」に拠っている。この歌は源氏物語の「藤裏葉」にも「御時よくさうぞきて『藤のうら葉の』とうち誦じたまへる」とあり、巻名にもなっているくらい有名なのである。女房は俊重の対応ぶりを見たくて「それがうらばの」とわざと曖昧に言った。俊重は父の説明を聞いて「はる日さす」の歌なら知っていたと答えるのであるが、「はる日さす」の歌を思いついて適切な応対をすべきであったのである。そのあたりのことは、父は「此如事不堪教事」と言い、俊重の不堪を残念に思っている。

いま一例は煩を厭って簡略に筋だけを追ってみると、増珍という歌の家に生まれた僧侶がいた。彼は歌に不堪でいつも代作でごまかしていたが、ある歌会の時に彼の不堪を暴露しようとしてある者がその場になって歌題を変えたため恥をかいたという失敗譚である（七一）。この増珍については、「重代」とあるが、その系譜はまったく不明である。彼は重代ということで歌会に多く招待されていたのであろうが、それだけ当時重代の者が尊重され、そして重代の失敗は許して許されるものではなかったのである。

こういった類の失敗譚は大中臣家にはまったく見えず、逆の賞賛する逸話が数多く見えることがその特徴となっているのである。

ここで大中臣家の杖歌に関する話を取り挙げておこう。

又明尊僧正九十賀ハ宇治殿ノセサセタマフナリ。杖歌ハ召ニ伊勢大輔、

ヨロツヨヲタケノツエニゾチギリツルヒサシクツカムキミガタメニト

頼基ハ承平中宮御賀杖歌ヲヨム。能宣ハ大入道殿御賀ニヨム。二代勤ニ此役。依ニ重代ニ召レ之。(中略)杖返歌ハ前律師慶運歌也。彼僧正弟子也。

キミライノルトシノヒサシクナリヌレバオイノサカユクツエゾウレシキ

此律師ハ歌仙也。又無極聖人也。偏欲ニ無上道、不思ニ名利。而為ニ凡僧ニ事傍輩聊下之。百日間籠居シテ某所祈之。退出之路ニ有ニ公請ニ参内。乍ニ高座上ニ宣ニ下律師。其後歴ニ十ヶ日ニ辞退云々。又観念ノ上人也。金色ノ阿字ヲ

前懸テ、墨字ノ阿字ヲ後ニ懸観也。墨字変ニ金色ニ云々。(九四)

続いて、この後に伊勢大輔がれの「いにしへの奈良の都の八重桜今日九重に匂ひけるかな」を詠んだ話がある。頼基が中宮穩子の五十賀、能宣が藤原兼家の六十賀の杖歌を詠んだ前例に倣って、伊勢大輔が明尊僧正の九十賀の杖歌を作ったのであり、大輔の杖歌に明尊の弟子である慶暹が返歌したという。そして、この後、まったく歌とは関係なく、慶暹の高僧ぶりを示す逸話が続く。これは、後藤祥子氏が「慶暹にかなり筆を割いており、全体に無秩序な逸脱の印象が強い」と指摘される^注とおりでである。『袋草紙』はそもそも歌学書であり、「雑談」部はおよそ和歌説話で占められるのが普通であろうと思う。ここで、僧侶が『袋草紙』でどのように扱われているかを、慶暹と同じく高僧に關する話から取り挙げてみよう。まず、最初は真如院僧都公円の話である。筋だけを追っていくと、公円は藤原定頼(公任男)の孫であり、ある少年と親しく交際していた。その少年は歌に不堪であり、いつも公円が代作していた。ある所の歌会で、「山家秋月」という題で出されて困っていた少年に代って「いかばかり寂しからまし山里の月さへすまぬこのよなりせば」と詠み、その少年は歌仙の評判を一層上げたという(七〇)。重代歌人の逸話だとも言えよう。いま一例挙げてみると、これは恵心僧都の有名な話である。

恵心僧都ハ、和歌ハ狂言綺語也トテ不ニ読給ケルヲ、恵心院ニテ、アケボノニ水ウミヲ眺望シタマウニ、ヲキヨリ船ノユクヲミテ、或人コギユク舟ノアトノシラナミト云歌ヲ詠ジケルヲキ、テ、メデタマイテ、和歌ハ観念ノ助縁トナリヌベカリケリトテ、其ヨリ読給ト云々。サテ、廿八品并十楽歌ナドモ其後読給云々。(八一)

この話も歌と結びついている。しかし、これらはいずれもこの後に慶暹のような逸脱した話は付加されない。ことに恵心については付加されるものはたくさんあると考えられるにもかかわらず、である。僧侶に關する話の中で、前出の増珍については、逸話が付加されるのである。前述の話に続いて次のような怪異譚が見られる。増珍が法事に招かれて行ったが、どうも様子が変なので法事は適当に切り上げて帰って行った。自坊でお布施を開けて見たところ、牛馬の骨であり、法事を執行した堂は草の茂った空地であった。それで狐の仕業だと分かったというのである。増珍が神分をした時に灯明の光が黄色に変わり、御簾の中が騒々しくなったのは尊いことだと清輔は好意的に扱っている点

『袋草紙』に見える大中臣家をめぐって

もあるが、やはりこれは僧が誑かされた話であるので、増珍が「為_レ恥辱_ニ秘_レ之」というのも肯定できよう。前律師慶暹は歌仙であり（後拾遺集に四首、金葉集・千載集・新古今集に各一首入集。連歌を得意とする）、高德ぶりを示す話が付加され、この増珍は歌に不堪であり、「無_レ止事_ニ学生」と書かれることはあっても僧位は示されず、誑かされた逸話が付加され、およそ二人は対照的であることに一応注意しておきたい。

僧侶ではないが、慶暹と同じような形で表わされている者に輔親がいる。

能宣逝去之後、四十九日中ニ、叙爵ニテ侍之由、輔親許へ（筆者注、大江匡衡ガ）イヒツカハストテ

イロノニオモヒヤルカナスミゾメノタモトモアケニナレルナミダヲ

返事云、

スミゾメニアケノ衣ヲカサネキテナミダノイロノフタツナルカナ

輔親ハ、長元七年十一月五日叙三位、十月卅日殊勅以_レ神宝奉_ニ伊勢_ニ使ニテ、帰參シテ、獻_ニ碧珠一顆_ニ於_ニ神宮_ニ奉_ニ仕御祈_ニ之間、自然在_ニ宝殿前樹_ニ云々。此賞也。但、同九年、後一条院崩御云々。輔親ハ、長曆二年正月、為

月次使_ニ下_ニ伊勢_ニ之時、於_ニ途中_ニ卒去_ニ云々。（一〇〇）

叙爵に関する歌の贈答から叙位等の話が引き出されたのであろうが、この付加された話はここにおいて必要のないこと、慶暹の場合と同じである。そして、この後、

義忠ハ、為_ニ大和守_ニ之時、遊_ニ浮吉野河_ニ之間、入_レ水死去_ニ云々。

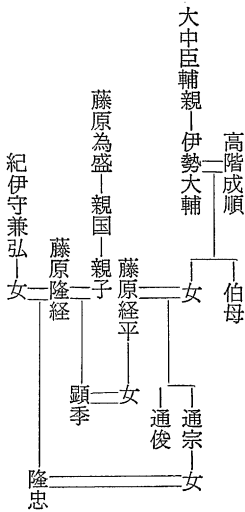
と続き、輔親の客死という関係で藤原義忠（『袋草紙』に多く見える）の客死を持ち出したものか。これに続いて、赤染衛門の姉妹が木霊に誑かされた話がある。次に赤染の「やすらはで寝なましものを小夜ふけて傾くまでの月を見しかな」という歌が、赤染の姉妹の関係で赤染の歌に及んだだけで、歌自体は何の脈絡もなく見え、この後、赤染の実父が誰であるかを巡る話がある。赤染の歌、それに続いて彼女の逸話という書き方は、今までの慶暹や輔親のそれによく似ている。そしてこれに続いて歌とは結びつかない素性法師の出家というように、主としてこういった話が続くのである。輔親の話が引き金となって、こういう話が集中しているのだろうか。

このように、歌と結びつかない話をすべて挙げてみたのであるが、ここで今慶暹に戻ってみよう。慶暹は『勅撰作者部類』に「叡山律師。宇佐大宮司公宣子」、興福寺本『僧綱補任』に「伊勢国人、伯輔親養子」、『僧綱補任抄出』に「祭主輔親子。号三光房。養子云云」と見え、慶暹は大中臣輔親の養子となっている。そうとすれば、父子がともに逸脱した形で事蹟が紹介されていることになる。けっして多くはない歌と結びつかない話の中で、このことは偶然の符号であろうか。清輔は栄ある杖歌に関する話の中で、大中臣家の一族である慶暹も引き立たせるべく、彼の高德ぶりを述べておきたかったのであろう。同じように歌の家柄である増珍の失敗譚を挙げたのも、慶暹を目立たせることとにねらいがあったといま考えることができるかも知れない。また、輔親の話にしても、頼基の極位は従四位下、能宣は正四位上、そして輔親になつてはじめて正三位という高位に昇った経緯をせひとも紹介しておきたかったものと考えられよう。

このように見てくると、大中臣家に関する話が多く取り挙げられており、そのいずれもがいわば大中臣家を際立たせるものばかりだと言ってもよいだろう。その理由を次に考えていこう。

二

六条藤家は大中臣家と遠縁関係にある。関係系図を摘記してみると、次のようになる。



1. 尊卑分脈に拠る。

2. 通宗・通俊の実母は尊卑分脈や通説に拠り、成順女とする。

『袋草紙』に見える大中臣家をめぐって

通宗は歌仙であり、通俊は後拾遺集撰者というように歌にも勝れ、加えて名門小野宮流に属し、彼らは藤原実實の曾孫に当る家柄でもある。二人の父経平は白河院の有力な近臣である。清輔の祖父顕季は経平女との婚姻によって通宗や通俊と義兄弟になった。こうして六条藤家は大中臣家とも親戚になったのである。そして顕季の異母弟隆忠が通宗女と結婚していることも注意しておきたい。顕季の結婚によって二人の婚姻も成ったのであろう。個人の立場が重んじられず、家同士の婚姻が普通であった時代であるから、できるだけ気心の知れた家や親戚関係にある家の者を選ぶということなのであろう。それでもってお互いの家の結びつきを強固にしようというのである。

ここで顕季の結婚を考えてみよう。顕季と経平女の結びつきについて、川上新一郎氏は顕季室の経平女と藤原実季室（経平女であるが、顕季室と同母かどうか不明）が姉妹になるので、閑院実季を介してではないかとし、さらに、「経平は白河院に近く、顕季室の姉妹である典侍経子は、長実（筆者注、顕季長男。母は経平女）と同一年の白河皇子寛行法親王を生んでいるから、この線からの関係であるかもしれない」という可能性も示しておられる。^注後者の考えは必ずしも明確ではないが、白河院が介在していたことを言うのであろう。実季や院の介在がたとえあったとしても、顕季の母親子の意思が働いていたのではないかと私は思う。親子（一〇二一〜九三年）は白河院の有力な乳母であり、経平（一〇一四〜九一年）は院の有力な近臣で、経平女の経子が院の子を儲けているほどである。親子と経平はほぼ同年齢ということもあってよく知り合った間柄であったと思う。また、経平が名門の出であることも親子を動かしたのであろう。そして、次に述べるように、親子と大中臣家との関係も無視できない。長和二（一〇一三）年三月三十日に石清水八幡宮の臨時祭が行われた時のことである。前大和守景齊、前加賀守兼澄、斎主輔親、前加賀守為盛、成順朝臣、雑色懐信が同道して祭の見物に出かけたが、藤原能信の車が近づいて来て、能信方の従者が輔親や懐信を車から引きずり落したり、景齊や兼澄に投石したりの大乱暴狼藉を働いたため、為盛や成順は車から降りて逃げ去ったというのである（『小右記』）。為盛は親子の父方の祖父である。為盛と同行していた「斎主輔親」は大中臣輔親、「成順朝臣」は高階成順である。輔親と成順については、長和二年の時点で輔親女と成順が結婚していたかどうか明らかでない。そして、為盛と輔親の関係については、為盛は藤原安親男で母は越後守藤原清兼女（^{注7}尊卑分脈）、

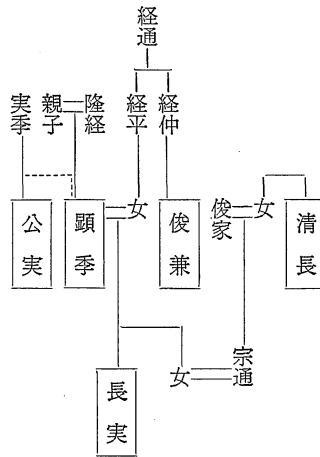
輔親の母も越後守藤原清兼女であり（『中古歌仙三十六人伝』）、二人の母が姉妹とすれば、為盛と輔親は従兄弟ということになる。また、『系図纂要』所収の「大中臣氏系図」を見ると、輔親の娘として、伊勢大輔以外に「大和守親国妻」も挙げる（尊卑分脈には、このこと見えない）。この親国は為盛男で親子の父である。親子の母は後述するように高階光衡女であるから、この輔親の娘は義母ということになる。為盛と輔親は従兄弟同士ということもあって親しい間柄にあり、その時期は明らかでないが、子供同士を結婚させるほどなのである。

このように見てくると、親子にとって大中臣家は非常に身近な存在なのである。子息の結婚に際しても、大中臣家一族の経平女との婚姻は積極的だったと思われる。そしてまた、大中臣家はこの時点で、頼基―能宣―輔親―伊勢大輔と続く歌の家として既に一家を成していたと思われる。親子の夫隆経は後拾遺集に三首、金葉集に二首、詞花集に一首入集する歌人であり、『和歌現在書目録』に「三卷撰（中下隆経朝臣撰之）」と見えるなど、歌学者的な面も持ち合わせているのである。そして、清輔が、隆経と顕季が後拾遺集、顕輔が金葉集の作者となったにもかかわらず、彼は勅撰集入集歌人とならなかったことを「四代之箕裘至三予之時一闕之、遺恨云々」（『袋草紙』五九）と嘆いていることからしても、六条藤家の祖として隆経を仰いでいる。井上宗雄氏が述べられるように、「決して大きな存在ではなかったが、隆経の、歌の家六条家形成に果たした役割は皆無ではなかったのである」ということになろう。顕季の将来を考へても、重代歌人と姻戚であることは良策である。通宗とのち後拾遺集撰者になる通俊が顕季の義兄弟になることも、この面において都合がよかったのである。

これらによって、親子は顕季の結婚相手として経平女を望んだのではなかったか。因みに、顕季の誕生は天喜三（一〇五五）年で、顕季の長男長実（経平女腹）の出生が承保二（一〇七五）年であり、時に親子は五十五歳である（親子の享年は七十三歳）。

最後に、親子・顕季時代の大中臣家との親しい間柄を窺わせるものを挙げておこう。寛治五（一〇九一）年十月十三日に白河堂において「従二位藤原親子草子合」が催された。この年は親子が薨する二年前であり、出家して尼になつていたと思われ、実質的な主催者は顕季であったと考えられている。歌の作者の顔ぶれを見ると、顕季、藤原長

実、津守国基、源俊兼、橘成元、源清長、宣源法師、藤原公実、伯母、素意法師、左衛門督の十一名である。左衛門督については、萩谷朴氏は権中納言源資綱の長男家賢ではないかとする。^注いまこの出詠歌人を萩谷氏に従って簡略に系譜化すると次のようになる。ただし、左衛門督は考慮に入れていない。



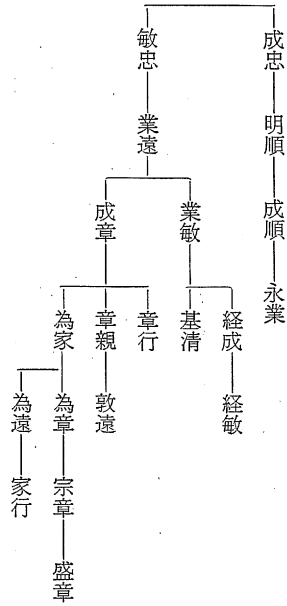
- 1、ワクを付したのは、出詠歌人である。
- 2、経仲はのち源経房の養子となり、源姓となる。

源季は延久四（一〇七二）年ごろに実季の猶子になったと考えられている。^{注10}十一名のうち五名が親子と系譜上何らかの関係を有しているのである。この点から、萩谷氏は「従二位親子を中心に親類縁者たちが集まって催した、花やかではあるが私的の催しである」と述べておられるが、^{注9}確かにそういう面をもっているだろう。ここで補足しておきたいのは、出詠歌人の伯母と素意法師がともに輔親の孫に当るということである。伯母は成順と伊勢大輔との娘であり、「六代相伝之歌人」である。本歌合当時、伯母が大中臣家を代表する歌人となっていたものであろう。素意法師は父藤原重尹、母は輔親女（母は不明）であり、一宮紀伊と結婚して紀伊入道素意と呼ばれている。親類縁者が集まった私的なこの歌合にこの二人が出詠していることは親子母子と大中臣家との親密な関係を物語るものに他ならないだろう。源季と経平女が既に結婚している（前述。一〇七五年以前）ので、これは源季が大中臣家と姻戚関係をもったことに拠るのであろう。

六条藤家を考ふるに際して、高階家もけっして無視できないのである。親子の母親については、陽明文庫本『後拾遺集』勅物に「從三位親子、当今御乳母、前大和守從四位下親国女、母伊豆守從五位上高階光衡女、閑院贈太政大臣（筆者注、藤原能信）家女房、号「小大夫」と見え、高階家の出なのである。この高階光衡なる人物は系図類等の他の資料にまったく見えず不明という他ない。ただ、ここで注意しておきたいのは、顯季の結婚によって大中臣家だけではなく高階家ともつながりを持つことは、親子にとって喜ばしいことであつただろうということである。

また、親子の孫頭輔が高階能遠女と結婚して清輔らの親となつてゐることも閑却できない事実である。井上氏に拠つて、能遠の経歴を窺うと、「魚魯愚抄卷一によると、応徳二年（筆者注、一〇八五年）正月廿七日散位從五位上。既に六位藏人を勤めたので周防・能登等の国司を望み、後二条師通記によつて能登守となつた事が窺われる。なお永久二、三年頃長門守中右記^{注11}である。少し補足しておく、能登守となつて赴任したのは、『為房卿記』に拠れば応徳二年九月二十九日の由であり（『史料綜覧』）、その四日前の二十五日に「能遠罷申也」と、師通に暇乞いをしてゐる（『後二条師通記』）。長門守については、『殿曆』永久二（一一一四）年七月二十八日条に、長門守能遠をして春日社を修理させていることが見え、この時すでに長門守であつたことが分かる。いずれにしても、典型的な受領である。ところが、能遠は高階家の系譜にはまったく見えないのである。ここで能遠はどのあたりの人物であるかを検討してゐよう。尊卑分脈の高階氏系図から摘記してみると次のようになる。

これは高階家に限つたことではないが、共通した字を使用した名前が多いことに気付く。しかも父子には限つてないのである。「為章、宗章、盛章」は三代にわたつており、「為家、為章、為遠」「成章、章行、章親」などは父子であり、これらは一般的な命名法である。これら以外に、永業は業遠、業敏父子に、敦遠、為遠は業遠におのおの因んだのではないかと思われ、やや遠い親類や曾祖父に拠る命名である。問題にしてゐる能遠については、「能」をも



つ人名が見当らず、「遠」の字を手がかりにすると、漠然とはしているが、業遠の子孫あたりにふさわしい人名といふことになるだろう。もう少し狭めるために、年齢を考慮に入れよう。顕輔と能遠女との間に生まれた次男清輔は長治元（一一〇四）年生とされており、顕輔は寛治四（一一〇九）年生の時に十五歳である。能遠女を顕輔と同年齢といま仮りにしておこう。そして能遠が応徳二（一一〇八）年に従五位上であるので、能遠は若く見積って一〇五五（後述）、その男為章は康和五（一一〇三）年十二月二十日に四十五歳で卒している（『本朝世紀』、『系図纂要』所収「高階氏系図」）ので、一〇五九年生まれとなる。為章の弟為遠は生没年未詳であるが、ただ、入内予定の待賢門院璋子の職事が永久五（一一一七）年十一月二十六日に決定され、「従四位上丹後守高階朝臣為遠」が政所別当に任ぜられており（『台記別記』久安四（一一四八）年八月十四日条）、その活躍時期を窺うことができる。為章の年齢と考え合わせても何ら不審なことはない。為章らの従兄弟に当る敦遠は生没年まったく不詳であるが（章親の子息は敦遠しか見えず、この点においても敦遠の生年を推測できない）、為章らとそんなに大きくは開いていないだろう。能遠は一〇五五（後述）ころの生まれと仮定したならば、彼は為章、為遠、敦遠らとはほぼ同世代ということになるだろう。

次に、人間関係でもって述べてみよう。為章、為遠の父為家と顕季はともに白河院の近臣である。為家は、『中右

記』嘉承元（一一〇六）年十一月十六日条に「為家者、故成章大弔男、……位至正下四位、為院別当」と見え、院の別当であった。また、為章については、『本朝世紀』康和五（一一〇三）年十二月二十日条の為章卒伝に「為章者、白河法皇寵遇之人也。于時因幡守藤原隆時、同為近臣。世語寵臣者、称此二人而已」とあり、父子ともども院の側近や寵臣として活躍しているのである。一方、顕季は院の乳母子という関係から、院になった応徳三（一一〇八六）年十一月二十六日に、院の生母の兄藤原実季、実季の三男仲実、大江匡房らとともに院の別当に補せられ、終生これを勤めたと考えられている。このように、為家と顕季は同僚であった。こういう関係からすれば、為家や顕季の親戚あるいは子息などの結婚は十分にありうるものであり、顕輔と能遠女が現に結婚していることからすれば、能遠は為家と血縁的に近い人物ということになりはしないか。為家は嘉承元（一一〇六）年十一月十七日に六十九歳で卒しており（『中右記』）、生年は一〇三八年であり、顕季は一〇五五年生まれである。為家の子息とほぼ同世代の能遠（一一〇五五ごろの生まれ）の娘と顕輔（一一〇九〇年の生まれ）の結婚は年時的にみて何ら不都合はない。清輔が生まれた一一〇四年には、顕季（一一一三年卒）と為家（一一〇六年卒）はともに健在である。

なお、為家と六条藤家との関係は院の近臣としてその後も続き、待賢門院璋子の入内に際しての職事が永久五（一一一七）年十一月二十六日に決定されたが、顕季男の長実、家保、顕輔や為遠、宗章（為遠の甥）などが政所別当になっているのである（『合記別記』久安四年八月十四日条）。

以上のように、名前と年齢と人間関係の点からみて、清輔の母方の祖父高階能遠は業遠の子孫ではないかと思われ、特に為家に血縁的に近い関係にある人物ではないかと考えてみたのである。そうだとすると、能遠は大中臣家の婿である成順とは同じ流れを汲む家系ということになるのである。

四

このように、六条藤家と大中臣家、高階家の関係を見てきたのであるが、親子の母が高階光衡女、清輔の母が高階

能遠女であり、血縁的には高階家との結びつきの方が強い。大中臣家については、この能遠と同じ家系と思われる成順と伊勢大輔夫妻に婿取られた経平の娘と顕季が結婚し、そしてこれによって顕季は通宗、通俊と義兄弟になった。また、顕季は清輔が二十歳の時まで健在であり、この祖父を通して大中臣家のことなどいろいろ聞き知っていたことは十分に考えられ、清輔にとつて大中臣家も大きな存在であったといわねばならない。しかも、この血縁関係に加えて、大中臣家は「六代相伝之歌人」である。たとえば、『能宣集』に、

それ三十一字の詠、わづかに家風をあふげといへども、万葉集のつたへすでに古賢におよびがたし。

と見える「家風」については、清輔著の『奥義抄』に「家の風とは、家の業を伝ふるなり」と言うとおりであり、顕輔集にも「前木工頭俊頼、撰集うけたまはりて、よめらんうた、とたびたびいはれしかば、つかはすとて 家の風ふかぬものゆゑはづかしのもりのことの葉ちらしはてつる」と見えており、謙遜した体で言うが、「家の風」を意識している。この点からも、大中臣家は清輔にとつて系譜が示す額面以上に身近に意識されたと思われる。このことをさらに清輔の性格に関わつて述べてみたい。六条藤家にとつて初めて顕輔が勅撰集の撰者となった。この詞花集撰進という名譽なできごとに対しても周知のごとく清輔は撰集過程の内幕を暴露しているのである。『袋草紙』四七に拠ると、撰集の命をうけた当時、父は清輔と不仲であり、助力させるために一時仲直りもしたが、また疎んじ、清輔に相談することもなく崇徳院に奏覧した。しかし院から返却されたので、清輔が使いとなつて父の許に持参する間に中を見たところ、古歌が多くあつた。このことを父に言うつと、それらを削除した。世間は父がよく検討しなかつたことを大胆な行爲だと評したといふのである。また、清輔の詠んだ「人知れず物思ふ折もありしかど子の事ばかり悲しきはなし」が一字違わず、詞花集に安芸作として入っていることに対して「甚以難堪也」と憤懣やる方ない調子で訴えている（七二）のも、父に対する確執からであろう。そして、隆経、顕季、顕輔と三代続いた勅撰集入集が清輔の時になつて絶えたことを、清輔は撰者の子息は入集しない例なので洩れたと遺恨に思つている（五九）が、詞花集に入集しなかつた理由は顕輔の清輔に対する不快感に拠ると考えられている。^{注12}清輔はこのことを知っていたらう。これらの事例はいずれも父との反目をいふのであるが、それにしても清輔の一徹はどうだらう。『袋草紙』に自賛談が

多く見られるのもこの性格と軌を一にするものである。そしてまた、次のような感激家でもある。

(清輔ノ尚齒会ノ時) 清輔朝臣は布袴をぞきたりける。進退のあひだ、大式重家卿裾をとり、皇后宮亮季経朝臣沓をはかせけり。兩人清輔朝臣が弟なれども、座次の上臈にてありけるに、このかみをたふとみて、ふかく此礼ありけり。悦にたへず、後日に父頭輔卿、子孫の中にこの道にたへたりとて、清輔朝臣に伝へたりける人丸影・破子硯を、重家卿子息中務権大輔経家朝臣に譲られけり。和歌の文書、季経朝臣に譲りてけり。(『古今著聞集』卷五)

清輔は片意地を張るところがあつたのだから。そして、物の好き嫌いの非常にはつきりしている性格で、しかもこれを心に納めておくことができないのだから。『無名抄』に、

清輔朝臣は、外相はいみじう清廉なるやうにて、偏頗と云ふ事露も気色に現さず、自ら人の傾く事などあれば、気色をあやまりてあらがひ論ぜられしかば、人皆その由を心得て、更にいひ出る事もなかりけり。

と見え、清廉潔白そうに見えるながら相手の批判に対して顔色を変えて反論するというのである。これも、彼の性格を象徴的に語っているだろう。

こういう性格を持つ清輔にとつて、親戚関係にある大中臣家は好ましい存在として感じられ、大中臣家に対する好意や親近感は相乗的に増していったと思われる。その結果、『袋草紙』に大中臣家に関する逸話を多く取り挙げることになり、しかも賛美する話が多く見られ、また、歌とは結びつかない逸脱した輔親や慶暉の事蹟なども付加したのである。

注1 『袋草紙』の本文は『袋草紙注釈』(小沢正夫・後藤重郎・島津忠夫・樋口芳麻呂氏共著)に拠る。そして、『袋草紙』引用に見える漢数字は同書の章節である。

注2 注1の『袋草紙注釈』藤岡忠美先生・西村加代子氏・中村康夫氏・芦田共著『袋草紙考証 歌学篇』

注3 『袋草紙』著述意図に関する一考察(『島根大学法文学部紀要 文学科編』第三号、昭五十五年十二月)。「袋草紙」における「末代」(『中古文学』第三十号、昭五十七年十月)

『袋草紙』に見える大中臣家をめぐって

- 注4 注3の「袋草紙」著述意図に関する「考察」
- 注5 「伊勢大輔伝記考」(山中裕編『平安時代の歴史と文学 文学編』所収)
- 注6 「藤原顕季伝の考察」(『国語と国文学』昭五十二年八月)
- 注7 「越後守藤原清兼」は、尊卑分脈に見える、南家真作流の「從五位下越前守藤原清兼」であろうか。
- 注8 「平安後期歌人伝の研究」所収「六条藤家の人々」
- 注9 『平安朝歌合大成』五
- 注10 注8に同じ。
- 注11 注8に同じ。
- 注12 井上宗雄・片野達郎氏共著『詞花和歌集』